地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項及び安曇野市公の施設の 指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年安曇野市条例第20号)第6条の規 定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市豊科社会就労センター
- 2 指定管理者の住所及び名称安曇野市穂高有明 2189 番地 39一般社団法人 安曇野エルチ 代表理事 平林 栄司
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月24日 提出

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項及び安曇野市公の施設の 指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年安曇野市条例第20号)第6条の規 定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市穂高社会就労センター
- 2 指定管理者の住所及び名称安曇野市穂高有明 2189 番地 39一般社団法人 安曇野エルチ 代表理事 平林 栄司
- 3 指定の期間令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月24日 提出

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項及び安曇野市公の施設の 指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年安曇野市条例第20号)第6条の規 定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市三郷社会就労センター
- 2 指定管理者の住所及び名称安曇野市穂高有明 2189 番地 39一般社団法人 安曇野エルチ 代表理事 平林 栄司
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月24日 提出

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項及び安曇野市公の施設の 指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年安曇野市条例第20号)第6条の規 定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市明科社会就労センター
- 2 指定管理者の住所及び名称安曇野市穂高有明 2189 番地 39一般社団法人 安曇野エルチ 代表理事 平林 栄司
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月24日 提出

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項及び安曇野市公の施設の 指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年安曇野市条例第20号)第6条の規 定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市三郷総合営農センター
- 2 指定管理者の住所及び名称安曇野市三郷明盛3344番地2中萱営農組合組合長 宮澤 貞仁
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

令和2年11月24日 提出

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項及び安曇野市公の施設の 指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年安曇野市条例第20号)第6条の規 定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市三郷堆肥センター
- 2 指定管理者の住所及び名称安曇野市三郷小倉 4906 番地 6株式会社 三郷農業振興公社 代表取締役 中山 栄樹
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年11月24日 提出

議案第 126 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項及び安曇野市公の施設 の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年安曇野市条例第20号)第6条 の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市自然体験交流センター
- 2 指定管理者の住所及び名称安曇野市明科中川手 2455 番地「せせらぎ」を愛する会 代表者 土肥 三夫
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年11月24日 提出

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項及び安曇野市公の施設の 指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年安曇野市条例第20号)第6条の規 定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市豊科交流学習センター
- 2 指定管理者の住所及び名称安曇野市豊科 5609 番地 3公益財団法人 安曇野文化財団 代表理事 長崎 大幸
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年11月24日 提出